

2017 年度

特待生入試早期日程

民事法問題

注意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。(黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。)
3. この問題冊子は4ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

【 民事訴訟法 】

下記の設問(1)・(2)のいずれかを選択して答えなさい。解答は、緑色の解答用紙にするせ。両方とも解答した場合は無効となるので注意すること。

(1) 証明責任の分配について論じなさい。

(2) 確定判決の即判力が後訴において作用する場合について、具体例をあげて論じなさい。

【民法】

次の文章を読んで、後記の設問(1)～(3)に答えよ。なお、基準時は試験当日とし、解答は、所定の解答用紙に、それぞれどの設問に対するものであるか、その番号を明示してしるせ。

I. 次の[事実] 1～3があったとする。

[事実]

1. 甲土地の所有者Aは、2015年5月10日、Bに対して甲土地を賃貸する契約を結んだ。その賃貸契約書によれば、期間30年、賃料月20万円、甲土地上にBが居住するための建物を建築することとなっていた。
2. ところが、Bが甲土地上に建物を建築する前に、同年6月初め頃、A・Bに無断でCが甲土地上に乙建物を建てて保存登記をし、Cは乙建物を直ちにDに売却した。
3. Bは、自己の賃借地を訪れて見知らぬ建物があることに驚き、登記簿を調べるとC名義であることが分かったので、Cに乙建物の撤去と甲土地の明渡しを求めたが、Cは、既に乙建物をDに売却したので関係ないと言って、応じなかった。

(1) Bは、訴訟を起こそうと考えているが、誰に対してどのような請求ができるか、論じなさい。

II. [事実] 1～3に加えて、次の[事実] 4～6があったとする。

[事実]

4. 紛争が解決し、乙建物が撤去されたので、2015年10月、Bは丙建物を建築して保存登記をし、同月30日、居住を開始した。
5. ところが、同年11月20日、甲土地を所有するAは、Bに知らせることなく、甲土地をEに売却し、移転登記も完了した。
6. Eは、甲土地購入時から、Bが賃借権を有しており丙建物を建築して居住していることを知っていた。Eは、Bに丙建物を撤去して立ち退いてもらいたいと伝えたが、Bは拒否した。

(2) EはBに対して、どのような請求ができるか、論じなさい。

Ⅲ. [事実] 1～6に加えて、次の[事実] 7・8があったとする。

[事実]

7. その後、紛争が解決し、E・B間で改めて甲土地の賃貸借契約を結ぶことになり、2016年3月10日、存続期間を30年とする旨の契約が結ばれた。

8. ところが、同年4月10日、Bは、丙建物の登記名義を同居する子Fとの共有とした。

(3) Eは、E・B間の賃貸借契約を解除することができるか、論じなさい。